

	商品分類		属性区分				
単 位 型・ 追 加 型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資 産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(株式・債券・ 不動産投信・コモディティ等))	年1回	グローバル (含、日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (米ドル売り 円買いヘッジ)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「SBIワールドラップ・セレクト」の募集については、委託 会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月14日に関東財務局長に 提出しており、2023年11月15日にその効力が生じております。
- ●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託 会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。

本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書 (請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求 いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準 価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき 事前に受益者の意向を確認します。
- ●ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号

設立年月日:1986年8月29日

資本金:4億20万円(2023年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:4兆2,645億47百万円 (2023年8月末現在)

照会先

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ 電話番号 03-6229-0097

(受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)



SBI' Asset Management

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者] 三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インカム収益の確保を重視し、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1. 低リスク資産を中心に投資を行います。

当ファンドは、主な投資先である「新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ (適格機関投資家限定)円へッジクラス」(以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて実質的な運用を行います。

- ※投資先ファンドの実質的な運用は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパンが行います。
- ※低リスク資産とは、先進国国債、投資適格社債等をいいます。詳しくは、<投資先ファンドの概要> をご覧ください。
- 2. 分散投資を行い、機動的に配分を調整します。
 - ●投資先ファンドを通じて、先進国の債券を中心に世界の株式・債券・リートおよびコモディティ(商品)等に分散投資を行います。

市場環境・経済情勢等に応じて、短期債券・キャッシュ等を組入れない場合(0%)や、短期債券・キャッシュ等のみとなる場合(100%)など、機動的に配分を調整することにより、リターンの向上を図るとともにポートフォリオのリスク水準を年率標準偏差*4%程度に抑えることをめざします。

- ●現物の株式・債券に加え、上場投資信託(ETF)なども活用します。
- *標準偏差とは、価格変動のばらつきを定量的に表す尺度です。標準偏差の値が大きいほど、ばらつきの幅が広く、リスクは大きいとされます。逆に値が小さいほど、ばらつきの幅が狭く、リスクは小さいとされます。
- **3.** 下落リスクの抑制をめざします。
 - ●過去1年の高値からの下落率が10%の範囲内に収まることをめざします。
 - ●投資先ファンドにおいて、原則として米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。

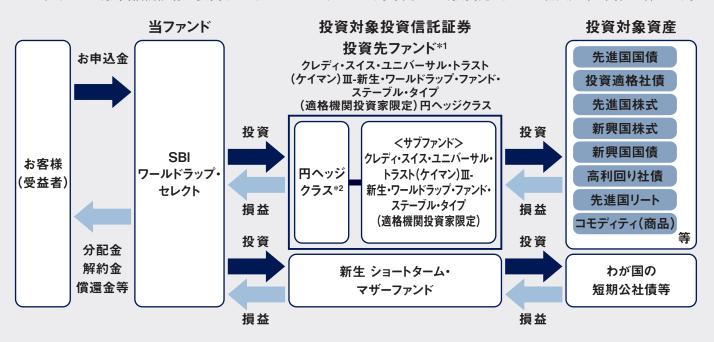
|||| 追加的記載事項①

- ●ポートフォリオのリスク管理に用いる「年率標準偏差」「過去1年間の高値からの下落率」は、当ファンドの基準価額を基に算出されるものではなく、投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額を基に算出されます。リスク水準は、投資先ファンドの運用における目標値であり、投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額に基づく「年率標準偏差」「過去1年間の高値からの下落率」が、短期間で乱高下を繰り返すような相場環境、投資対象資産が全て下落するような相場環境、または市場動向等によっては、必ずしも目標数値内に収まることを保証するものではありません。
- ●投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)の評価額に基づき過去1年間の高値からの下落率を 10%の範囲に収めるような運用を行う場合は、短期債券・キャッシュ等の比率が高い運用が継続され ることがあります。
- ●投資先ファンドのポートフォリオ (米ドルベース)の評価額に基づき過去1年間の高値からの下落率が 10%を超えた場合は、その後の投資先ファンドのポートフォリオ (米ドルベース)の評価額における過去 1年間の高値からの下落率が10%を下回るまでの間、短期債券・キャッシュ等100%での運用が継続されることがあります。

ファンドの目的・特色

|||| ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



- *1 投資先ファンドへの投資資金は、クラスを通じてサブファンドで運用されます。
- *2 原則として、米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。但し、米ドル建て以外の資産へ投資した場合、運用の効率性等を考慮して、一部為替ヘッジを行わないことがあります。

||| 追加的記載事項② <投資先ファンドの概要> ファンド名 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイ プ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラス 形 態 ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券(契約型投資信託) 主な投資対象 低リスク資産:先進国国債、投資適格社債等 高リスク資産:先進国株式、新興国株式、新興国国債、高利回り社債、先進国リート、コモディティ (商品)等 主な投資態度 ①標準偏差を年率4%程度とします。 ②過去1年の高値からの下落率を10%とします。 ③原則として、高リスク資産への実質的な投資割合の合計は、純資産総額の20%以内とします。 ④米ドル建て以外の資産へ投資した場合、原則として対米ドルで為替取引を行い為替リスクの 低減を図ります。但し、運用の効率性等を考慮して、一部為替ヘッジを行わないことがあります。 ⑤純資産総額を米ドル換算した額に対して、原則として、対円での為替ヘッジを行います。 クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン)リミテッド 管 理 会 社 副投資運用会社 アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン ※上記の「標準偏差」、「過去1年の高値からの下落率」、「投資割合」は、投資先ファンドのポートフォリオ(米ドルベース)に

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

おける目標数値です。また、必ずしも目標数値内に収まることを保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・株式への直接投資は行いません。

|||| 分配について

原則として、毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して 委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3 月	4月	5月	6 月	7 月	8月	9 月	10月	11月	12月
							分配金				

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

|||| 為替ヘッジおよびヘッジコストについて



- ●「為替ヘッジ」とは、通貨の先渡取引*等を利用し、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。
- ●米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。(円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合)
 - *先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。
- 注)日米短期金利差の変動に伴い、為替ヘッジの際に支払われるヘッジコストの水準は変動します。また、実際の運用における為替ヘッジ取引では、為替先渡取引等が用いられるため、実際のヘッジコストと左記イメージ図で示される短期金利差とは一致しないことがあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

|||| 主な変動要因

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株式、債券、リ ート、または株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動した ETF等に投資を行います。そのため、株式、債券、リート、コモディティ等の価 格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本 を割り込むことがあります。 価格変動リスク また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株価指 数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に係る上場先物取引のポジ ションを持ちます。先物取引の買いポジションは、先物価格が下落した場合 に損失が発生し、売りポジションは、先物価格が上昇した場合に損失が発 生します。それらの損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結 果投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資するた め、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為 替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込む ことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治 情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。 為替変動リスク また、当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ 取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを 排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受け る場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金 利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。 当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。 このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化 により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあり ます。特に新興国は先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱である ため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外 国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また、政治不安などが金 カントリーリスク 融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。新興 国は先進国と比較して、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評 価の悪化や経済危機等が起りやすいリスクもあります。さらに大きな政策転 換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、 金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。 自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。 当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の 変化、およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受 信用リスク け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者 の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあ ります。

投資リスク

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

委託会社のリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会 を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2023年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

投資リスク

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2018年9月末~2023年8月末

■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) ── 分配金再投資基準価額(左軸) 25.000 ìoo 20.000 80 15.000 60 10,000 40 5,000 20 \cap \cap -20 -40

*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算し たものです。2018年9月末を10.000として指数化しております。

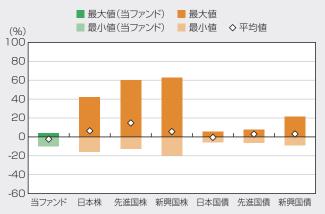
2018年9月 2019年8月 2020年8月 2021年8月 2022年8月 2023年8月

*年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間 の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス(※)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。

2018年9月末~2023年8月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	4.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 9.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	△ 2.4	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大 値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- *当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- *分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

日本株···東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

日本版本には、INTANTESEの大きなできます。 大進国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

NOMURA-BPI国債 日本国債...

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を 含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題に ついて、何らの責任も負いません。

-60

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したも のです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもの です。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資 収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバ ル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

(2023年8月末現在)



分配の推移

決算期	分配金
19年8月	0円
20年8月	0円
21年8月	0円
22年8月	0円
23年8月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

_____ 主要な資産の状況

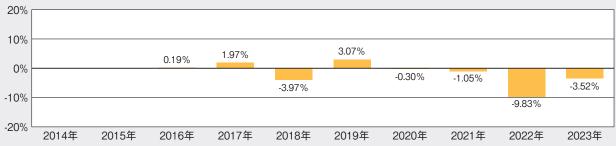
※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	銘柄名	国/地域	種別	構成比率
1	US TREAS NTS 2.75% 02/28/25	米国	国債	8.86%
2	ISHARES CORE MSCI WORLD	アイルランド	上場投資信託	7.65%
3	US TREAS NTS 0.25% 05/31/25	米国	国債	5.84%
4	US TREAS NTS 3.875% 11/30/29	米国	国債	5.64%
5	US TREAS NTS 2.375% 05/15/27	米国	国債	5.59%
6	US TREAS BDS 1.25% 05/15/50	米国	国債	4.88%
7	US TREAS NTS 2.75% 08/15/32	米国	国債	4.39%
8	US TREAS BDS 4.75% 02/15/41	米国	国債	3.91%
9	ISHARES CORE MSCI WORLD	アイルランド	上場投資信託	3.87%
10	X EUR HY CORP BOND 1D /EUR/	ルクセンブルグ	上場投資信託	3.02%

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移 ※設定日以降の収益率を表示しています。<暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。
※2016年は設定日(12月16日)から年末まで、2023年は年初来8月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

^{※2023}年8月末時点のデータを使用しています。

手続·手数料等

お申込みメモ	
購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年11月15日から2024年5月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込 受付の中止及び 取 消 し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として、2026年8月13日までとします。(2016年12月16日設定) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・「新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラス」が償還となった場合(書面決議なし) ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	原則として、毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、ど ちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運用報告書	毎年8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA (少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は 一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されること をお勧めします。
購入·換金申込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● ニューヨークの銀行休業日 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● フランクフルト証券取引所の休業日

手続•手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に2.2%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドおよび投資環境の説明·情報提供、 購入に関する事務手続き等の対価です。

信託財産留保額

かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬) (括弧内数字は税抜)	(信託報酬)管理費用・年率		0.693% (0.63%) され、毎		酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末(休業日 は翌営業日)または信託終了のときにファンドから支払われ			
	(委託会社)		0.308% (0.28%)	委託した	-資金の運用の対価です。			
	(販売会社)		0.352% (0.32%))情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファ F理等の対価です。			
	(受託会社)		0.033% (0.03%)	運用財産	医の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。			
	投 資 対 象 と す る 投資信託証券・年率		0.47%	管理·投	資運用等の対価です。			
	実質的な負担・年率	1.1	163%程度(税记	<u>()</u>				
その他の費用・手 数 料	当ファンド	信託事務の処理に要する 諸費用等 財務諸表監査に関する費用		こ要する	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了 日および毎計算期末または信託終了の時にファンドか ら支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対し て年率0.10% (税込)を上限とします。			
				する費用	監査に係る手数料等(年額682,000円(税込))です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了 日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから 監査法人に支払われます。			
	投資先ファンド	受託報酬			運用財産の管理の対価です。 年間報酬額として最大10,000米ドルが投資先ファンド から受託会社に支払われます。			
		管理事務代行報酬 保管報酬等		l,	事務代行および保管ならびに資産管理等に対する対価が、投資先ファンドから管理事務代行会社および保管会社に支払われます。			
		運'	運営および一般管理費		法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬、税金 等です。			
		組入有価証券等の売買の 際に発生する取引手数料			組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う 手数料等です。			
			ァンド設立費用 注護士費用等)		投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料 等です。			
		監査報酬			投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数			

^{*「}その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

料です。

監査報酬

[※]手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間に応じて異なりますので表示することができません。

手続•手数料等

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は2023年8月末現在のものです。分配時の税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2022年8月16日~2023年8月14日です。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.30%	0.69%	0.61%

- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他の費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券(マザーファンドを除く))にかかる費用が含まれています。 なお、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除いています。
- ※投資先ファンドの費用については、運用会社等より入手した概算値を使用している場合があります。
- ※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
- ※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

